

県営建設工事競争入札参加資格審査

問答集（県内企業）

（令和4年12月22日作成）

本問答集は、県営建設工事競争入札参加資格審査について、寄せられた質問のうち主なものを掲載しておりますので、必要に応じて御活用ください。

I 技術等評価点数について

1 除排雪・緊急修繕業務

(1) 同一箇所の除排雪を2年連続で受託した場合、契約件数は2件として加点を受けられるか。

⇒受けられます。

(2) JVによる受託の場合でも加点を受けられるか。

⇒構成員各社がそれぞれ加点を受けられます。

(3) 除排雪業務を市町村から元請受注しているが、単価契約で業務実績に応じて支払われる方式であり、事前に契約書を作成していない。拳証資料はどのように用意すればよいか。

⇒当該市町村から契約の事実を確認できる証明書をもったうえで、申請時に提出してください。

(4) 県立病院駐車場の除雪は加点を受けられるか。

⇒対象外です。

(5) 緊急修繕業務は、国からの依頼で実施したのもも加点されるか。

⇒国からのものは対象外です。

2 土木 CPDS 登録技術者、建築 CPD 登録技術者及び登録基幹技能者数

(1) 1人で土木 CPDS と建築 CPD の両方に登録し、両方とも加点要件以上の履修実績を持っている者を雇用している。この場合、1人で2人分の加点を受けられるか。

⇒1人で2人分の加点は受けられません。1人につき6点の加点です。

(2) 1人で土木 CPDS 又は建築 CPD の加点要件以上の履修実績を持ち、かつ、登録基幹技能者になっている者を雇用している。この場合、1人で2人分の加点を受けられるか。

⇒1人で2人分の加点は受けられません。1人につき6点の加点です。

(3) 土木 CPDS・建築 CPD に登録しているものの、履修実績が加点要件に満たない者がいる。そうした者についても、登録番号と取得ユニット・単位数を技術職員名簿（様式第5号）に記載しなければならないか。

⇒記載する必要はありません。

（記載しても差し支えありませんが、加点対象とはなりません。）

(4) 登録基幹技能者数の加点について、登録基幹技能者講習の受講時期（過去〇年以内など）の要件はないのか。

⇒ありません。一度加点対象となった方は、当該企業に常時雇用されている限り、通常は継続的に加点対象となります。

3 岩手県又は建設関係団体が実施する災害対応訓練への参加

(1) 市町村と建設業協会支部の共催による災害対応訓練は、加点対象となるか。

⇒加点対象とします。

(2) 「建設関係団体」とは、建設業協会、空調衛生工事業協会、電業協会に限られるのか。3団体以外の同業者組合などで災害対応訓練を行った場合は加点対象とならないのか。

⇒ここでいう「建設関係団体」は、手引きに明示した3団体に限ります。その他の同業者組合などでの災害対応訓練は、加点対象となりません。

4 災害緊急時の対応協力

(1) 同一分類の活動を2回行った場合、2件分の加点対象となるか。

⇒2件分の加点対象とします。

(2) 旧様式で事前に証明を受けておいたが、そのまま使用できるか。

⇒使用できます。

- (3) **総合評価落札方式の証明により活動の事実を確認できる場合、様式第7号は省略できるか。**
⇒省略はできません。様式第7号に必要事項を記載のうえ、証明欄は空欄として、証明書の写しを添付してください。
- (4) **土地改良区による証明は認められるか。**
⇒認めていません。
- (5) **災害公営住宅新築は対象となるか。**
⇒対象となりません。

5 地域貢献活動

- (1) **総合評価落札方式の証明を受けている場合、様式第8号の作成を省略できるか。**
⇒省略できません。様式第8号に必要事項を記入のうえ、添付資料として、総合評価落札方式の証明書の写しを使用してください。
- (2) **地域貢献活動の証明書には、決まった様式はあるのか。**
⇒ありません。任意の様式でかまいません。
- (3) **証明書を得られない活動実績については、どのようにすれば加点を受けられるか。**
⇒依頼文、礼状、写真、報道など、客観的資料と認められるものの写しを添付することで加点を受けられます。客観的資料が提出されない活動実績は、加点対象となりません。
- (4) **地域貢献活動で除雪ボランティアを行っているが、「同一期間内の連続した活動は、活動趣旨により分類し1回の活動とみなす」こととなっている。ここでいう「1回の活動」とは、1日か、1週間か、1ヶ月か、1シーズンか。**
⇒除雪については一般的に、降雪により作業の必要が生じた都度行うものと考えられます。基本的に「1回」は「1日」と解釈してください。
- (5) **地域貢献活動で就業体験の受け入れを個別に受け付けて、随時行っている。例えば8月に1人、10月に1人を受け入れた場合、何回と数えるか。**

⇒8月の受け入れと10月の受け入れには連続性がないと考えられますので、「2回」と数えます。

(6) 建設業協会支部青年部会の取りまとめにより、各社1~2名が参加した地域貢献活動については、加点対象となるか。

⇒参加した各社が「企業としての取り組み」として位置付ける活動であり、かつ、参加企業名を確認できる資料があるものについては、各企業が個別に実施する地域貢献活動と同様の基準により、加点対象とします。

(7) 消防団員を雇用しているが、会社所在地ではない市町村の消防団への所属となっている。この場合でも加点対象に該当するか。

⇒該当します。県外市町村でも該当します。

(8) 消防団員の雇用の加点は、社会保険に加入していない者（法定の除外要件に該当しない者）であっても対象となるか。

⇒対象となりません。

(9) 寄付行為は、加点対象となるのか。

⇒加点対象となりません。

(10) 保護観察所に登録した協力雇用主として刑務所出所者等の雇用をしている場合、拳証資料はどのようなものを準備すればよいか。

⇒協力事業主として登録する際の機関等に証明依頼をしてください。（様式任意）

(11) 消防団員雇用状況確認書について（様式第9号）、任命の証明は、分団長でもよいか。

⇒不可です。市町村長又は消防団長から証明を受けてください。

(12) 子ども110番ののぼり旗設置は、子ども110番の車登録と同様に加点対象となるか。

⇒加点対象となる。

(13) 子ども110番の車登録をし、2年間巡回活動を続けた。

⇒2年分とする。（12点）

6 建設業従事職員数

(1) 出勤簿と賃金台帳は、全員分を用意しなければならないのか。

⇒全員分ではありません。健康保険、厚生年金保険のどちらか又は両方に加入していない方（法定の除外要件に該当）の分は必要です。

(2) R3. 1. 1～R4. 12. 31 の間に1回退職し、数か月後に再び雇用された者について、「更に1点加点」の対象となるか。

⇒対象となりません。

7 新卒者の継続雇用

(1) 「岩手職業能力開発促進センター」の「普通職業訓練・短期課程」を修了して3年以内の者を雇用しているが、新卒者雇用による加点対象となるか。

⇒加点対象となります。

(2) 雇用保険には加入し、健康保険と厚生年金保険には加入していない者については、加点対象となるか。

⇒（法定の除外要件該当の場合を除き）加点対象となりません。

Ⅱ 申請書・添付書類（技術等評価点数に関するものを除く）について

1 申請書（様式第1号及び別紙）

(1) 前回使った申請書と同じものをそのまま使ってよいか。

⇒どちらも、令和3・4年度の様式を使ってください。

前回の様式を使うと、技術等評価点数の算定を誤ることがあります。

(2) 申請書（様式第1号及び別紙）をA3に拡大コピーしたものについても、押印は必要か。

⇒不要です。

2 経営事項審査の総合評定値通知書（写）

資格審査の申請時点で、まだ総合評定値通知書の請求を行っていない場合に、「総合評定値を今後申請の予定」として、資格審査の申請を行うことはできるか。

⇒できません。定められた審査基準日の経営事項審査を受審の上、申請してください。

3 工事経歴書（様式第3号）・申請する工事種別の直前2年間3年間）の年間平均完成工事高（様式第4号）

(1) 土木、建築一式、舗装の資格を申請する場合、これらの書類は必要か。

⇒不要です。

これらの書類を必要とする工事種別は、機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物です。

(2) これらの書類作成の手間を省くため、経営事項審査の際に提出した類似の書類をそのまま使いまわして提出してよいか。

⇒県が資格審査の提出書類として指定した様式で作成してください。

工事経歴書は、全ての工事の記載を要するものではなく、該当する工事種別の実績が最低1件以上あることを確認出来れば足りるものです。

4 暴力団…に該当しない旨の誓約書（様式第 12 号の 2）、別紙 1：参照、別紙 2：役員の一覧表

(1) 「別紙 2：役員の一覧表」に記載する役員の住所は、住民票上の住所か、実際の居所か、会社所在地か。

⇒住民票上の住所を記載してください。

(2) 「別紙 2：役員の一覧表」には、押印は必要か。

⇒不要です。（ただし、押印した場合についても受け付けます。）

(3) 「別紙 2：役員の一覧表」の確認資料として、会社登記事項証明書の添付は必要か。

⇒不要です。

(4) 役員の一覧表は、いつまでに電子メールで提出すればよいのか。

⇒資格審査受付日までを目途に提出してください。

(5) 電子メールでの提出にあたり、メール標題等はどのように記載すればよいのか。

⇒申請者名が分かるように記載してください。

また、PDFではなく、必ずエクセルファイルで提出してください。

5 技術者関係

資格者試験に合格したが、資格者証が未交付の者は、技術職員としてカウントできるか。

⇒できません。資格者証の交付を受けた者のみカウントできます。

Ⅲ その他

1 一般競争入札（WTO 案件）入札参加資格について

来年度も一般競争入札（WTO 案件）入札参加資格を継続したいが、手続きはいつ行えばよいのか。

⇒資格基準が確定する令和 5 年 5 月下旬に、ホームページで御案内します。

ただし、令和 5 年 6 月上旬に入札の行われる案件がある場合は、資格基準確定前（おおむね令和 5 年 4 月下旬）にホームページで御案内のうえ、申請を受け付けます。

なお、一般競争入札（WTO 案件）入札参加資格は、通常の「県営建設工事競争入札参加資格審査」とは全く別個の手続きです。